

i 選挙人名簿抄本の閲覧状況を公表します

町における令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の公職選挙法に基づいた閲覧状況を公表します。なお、閲覧できる場合は次の事項に限られています。

- 1 特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうか確認する場合
- 2 公職の候補者など、政党そのほかの政治団体が政治活動・選挙運動を行う場合
- 3 統計調査、世論調査、学術研究そのほかの調査研究で公益性が高いと認められるもの、うち政治・選挙に関するものを実施する場合

○お問い合わせ
選挙管理委員会

☎ 4312825



黒潮町選挙人名簿抄本の閲覧状況（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

選挙人名簿抄本の閲覧状況は、公職選挙法において、毎年少なくとも1回は公表することと定められています。

請求をした機関の名称 (または申出人の氏名)	請求の事由の概要 (利用目的の概要)	閲覧の年月日	閲覧に係る 選挙人の範囲
高知県総務部広報広聴課 株式会社サーベイリサーチセンター四国事務所	県民のニーズ、意識などを把握し、 県政運営の基礎資料とするため。	令和2年 7月17日	町内全域の50人
高知県地域福祉部少子対策課 株式会社トミーコーポレーション	県民の意識を把握し、出会いから結婚、 子育てまでの切れ目のない支援を推 進していくうえでの基礎資料とするため。	令和2年 8月7日	町内全域の86人
小田々 豊	政治活動のため。	令和2年9月 23日、25 日、28日	町内全域

i 住民票の閲覧状況を公表します

町における令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の住民基本台帳法に基づいた閲覧状況を公表します。なお、閲覧できる場合は次の事項に限られています。

- 1 国又は地方公共団体の機関が法令で定める業務を遂行するために必要な場合
- 2 次の①～③の活動を行うために閲覧することが必要である旨の申出があり、市町村長がその申出を認めた場合
- ① 統計調査、世論調査、学術研究
その他の調査研究のうち、公益性が高いと認められるもの。
- ② 公共的な団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるもの。
- ③ 営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起そのほか特別の事情による居住関係の確認として市町村長が定めるもの。

○お問い合わせ

本庁 住民課 住基戸籍係

☎ 4312800

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎ 5513701

黒潮町住民基本台帳の閲覧状況（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

住民基本台帳の閲覧状況は、住民基本台帳法において、毎年少なくとも1回は公表することと定められています。

請求をした機関の名称 (または申出人の氏名)	請求の事由の概要 (利用目的の概要)	閲覧の年月日	閲覧に係る 住民の範囲
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博 日本銀行情報サービス局 局長 林新一郎	生活意識に関するアンケート調査 (第84回)の対象者抽出のため。	令和2年 8月21日	年齢20歳以上の男女 (平成12年10月 31日生まれまで)
国立研究開発法人 国立がん研究センター 理事長 中釜 斉	厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院などにおいて実施されている「院内がん登録」に関する対象者の生存確認のため。	令和2年 10月12日	交付願いに係る住民